

# 令和7年度 第17回 焼津水産ブランド新規認定商品募集要綱

1. 主催 焼津商工会議所 焼津水産ブランド事業協議会

2. 後援 焼津市

3. 目的 ①焼津市の産業活性化及び商業振興  
②水産資源の幅広い分野への活用及び有効利用  
③環境に配慮した産業の促進  
上記3項目を通じて焼津をブランド化することを目的とする。

## 4. 応募資格

下記の3項目を満たす事業所とする

- ①焼津市内に本社・工場等の拠点をもつ個人、法人
- ②焼津水産ブランド事業に対する資金的・人的協力を惜しまない個人、法人
- ③本事業で実施する調査、開催する会議に積極的に参加・協力すること

## 5. 新規認定商品条件

- ・焼津市内で製造または栽培された水産関連商品。商品の原材料に水産物または、水産加工品が相当量使用されていること。
- ・自社製造商品(※)で既に市販されており、焼津市内で既に販売されている水産関連商品。
- ・申請事業所が、当ブランド事業に対する理解を示し、ブランドシールを積極的に商品に添付する事業所であること。
- ・関係法令に準拠し、かつ違反していないこと。

※ 自社製造商品とは、自社が食品製造業を営み、自社商品として販売するため他社工場（焼津市内外問わず）に委託生産させたものも含まれる。但しこの場合は自社の製品を使いまたは製品開発から関わりをもつことを条件とする。

また、受託企業は委託企業の製品を生産するのみであり、受託企業はその商品をブランド申請できない。

※ 半製品を市内又は市外の企業に生産させ、完成品の工程を自社で行うものも含まれる。

※ 本社が焼津にある企業で、市外の自社工場で生産された商品で自社製造商品として出荷している商品も自社製造商品とする。

## 6. ブランド区分

(1) 焼津水産ブランド 1. 一般枠 2. 学生特別枠

## 7. 応募方法

新規認定商品への申請

一般枠 様式1(一般枠用) 様式2 様式3  
学生特別枠 様式1(学生特別枠用) 様式2 様式3

- ・以上の書類を、4月22日から5月31日までに焼津商工会議所に提出(窓口またはメール)する。  
また、申請者は、専門審査員の審査で使用するための試食用の商品(調理済みを含む)及び試食に使用する消耗品を無償提供していただきます。  
専門審査員に提供する商品見本及び自宅審査を行う一般審査員の審査用商品については、協議会で購入します。
- ・上記書類は、焼津水産ブランドホームページ内の「焼津水産ブランドニュース」の「焼津水産ブランド新規認定商品の募集について」の記事からダウンロードして作成してください。  
上記書類以外に提出をお願いしている書類も一緒に提出してください。

## 8. 審査方法

一般審査 公募した一般市民による食味審査 審査項目:「美味しいか」「買いたいか」  
専門審査 料理人、バイヤー等による食味・申請者から聞き取り審査 審査項目:「味・食感・香り」  
焼津水産ブランド基準に基づき審査する。

## 9. 認定期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日の2年間

## 10. 認定の取り消し 焼津水産ブランドの認定取り消しに関する基準

焼津水産ブランド事業協議会は、ブランド認定品または、申請企業においてブランド認定品に係る下記に記載の事項が認められた場合、ブランド認定の取り消しを行います。

- 1 ブランド認定品に関する消費者からのクレームがあった場合及び焼津水産ブランドの信用を傷つけ、その目的遂行に反する行為をおこなった場合は、焼津水産ブランド認定を取り消す。
- 2 認定期間中に、申請事業所による食に関する事故（食中毒等）が起きた場合は、その原因を確認の上、その企業の責任が明確な場合には認定を取り消す。
- 3 認定企業が社会通念上において一般社会より批判を受けるような重大な過失・問題が生じた場合は、その影響を確認の上、その企業の責任が明確な場合には認定を取り消す。
- 4 認定事業所が倒産・廃業した場合は、認定を取り消す。
- 5 認定事業所からブランド認定の取り消しの申し出があった場合には、認定の取り消しを行う。  
※ 認定を取り消された場合は、取り消しの日からその効力は消滅となります。  
※ 年度途中の取り消しであっても残りの期間の登録料の返還には応じません。  
※ 取り消しが行われた場合、ブランドシールの残りの買戻しは行いません。

## 11. 登録料 2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日） 9,900円（税込） 1商品につき

## 12. 認定商品に対する特典

- ・認定商品は、製品への焼津水産ブランドマークの表示使用を許可する。但しブランドマークの表示は自社で行う。ブランドマークの購入を希望する事業者には販売する。ブランドマークのデータ使用は、認定企業からの申請により無料で提供する。
- ・認定商品は、広く消費者にPRするため、マスコミへの積極的な情報提供を行い、焼津水産ブランドホームページへ掲載する。
- ・焼津駅構内「焼津地場産品展示コーナー（有料）」、焼津さかなセンター内焼津市観光協会ブース（無料）への展示。
- ・指定のイベントや展示会や商談会に出展した事業所への出展料補助。
- ・認定証の発行。

## 13. 応募期間

4月22日（月）～5月31日（金）

窓口での受付 平日 9時～17時 最終日は、16時

## 14. 審査・発表（予定）

審査会開催	一般審査員説明会/審査期間	令和6年10月中旬～11月中旬
	専門審査員	令和6年10月中旬～11月中旬
	内示発表	令和7年2月

※公式発表は、令和7年3月の認定証授与式（焼津商工会議所通常議員総会開催時）で報道機関へ公式発表を行う。（予定）

## 15. 応募用紙類及び添付書類

会議所所定の応募用紙を当所に請求または焼津水産ブランドのホームページ上（ブランドニュース）からダウンロードしてください。商品の紹介パンフレット等がある場合は、申請時に提出してください。

### 【応募・問合せ先】

焼津商工会議所 焼津市水産ブランド事業 担当：会員サービス課 岡田  
焼津市焼津4-15-24 TEL 628-6251 FAX 628-6300  
URL : <http://www.yaizucci.or.jp> E-mail : [oka@yaizucci.or.jp](mailto:oka@yaizucci.or.jp)